

# 細 則



ザ・カントリークラブ

## 第1条 目的

ザ・カントリークラブの運営に関しては、会則によるほか、本細則の定めるところによる。

## 第2条 スタート予約及び開場時間

本クラブのスタート予約及び開場時間は、リゾートトラストゴルフ事業株式会社（以下、会社という）がこれを別に定める。

## 第3条 プライベートコンペティション

会員は、会社が別に定める範囲内において、プライベートコンペティションを行うことができる。

## 第4条 ゲスト

- 会員は、会社が別に定める規定により、ゲストを同伴、紹介することができる。
- 会員は、自己が同伴または紹介したゲストが、本クラブに定められた事項を遵守すること、本クラブの名誉・信用・品位を毀損、秩序を乱す事のないよう本クラブを利用すること、所定の本クラブ利用費用を負担すること、その他ゲストの本クラブ内での行為及び行為に起因する負担につき一切の責任を負う。
- 会社はゲストの利用については、特定の曜日・日及び時間に関し入場制限または緩和、若しくは禁止する等を状況に応じて行うことができる。

## 第5条 ゲスト利用制限

- 会員は、ゲストとして、暴力団関係者又は暴力行為・暴言行為等のおそれのある者・暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、及び刺青等がある者を同伴または紹介してはならない。
- 会社はゲストが前条第2項に違反するおそれがある場合には、当該ゲストの入場を禁止することができる。

## 第6条 遵守事項

会員及びゲストは会則、細則、利用約款等の諸規則並びに理事会、委員会及び会社決議事項を遵守する。

## 第7条 年会費、名義書換料その他の費用

- 年会費、名義書換料等は、別表料金表のとおりとする。
- 年会費は、毎年4月から起算し、翌年3月までの1ヵ年分を4月に前納する。
- 退会した時の納入済み年会費は、返還しないものとする。

## 第8条 会員及びゲストの記帳義務

会員及びゲストは、プレーのためクラブハウスに到着した場合、必ず備え付けの署名簿に記帳するものとする。

## 第9条 届出事項の変更

会員は本クラブ又は会社に提出した入会申込書等に記載した住所、勤務先等に変更が生じた場合、速やかに届け出るものとする。

## 第10条 休業日

本クラブの休業日は、会社が定める。

## 第11条 事故の免責

本クラブ及び会社は、善良なる管理者としての注意をしたにもかかわらず、会員又はゲストに何らかの損害が生じた場合は、その責を負わない。

## 第12条 第三者営業行為の制限

会社以外の者が、ゴルフ場内において営業行為若しくは広告掲示などをしようとする場合は会社の許可を必要とする。

## 第13条 競技

- 競技は、日本ゴルフ協会の規定に準拠して行うものとする。
- ローカルルールその他の競技規則に関しては、コンペティション委員会と協議し会社が別に定める。

**第14条 従業員に対する金品供与禁止**

会員及びゲストは、ゴルフ場従業員に対し、心付等金品を与えてはならない。

**第15条 愛玩用動物の連行禁止**

会員及びゲストは、ゴルフ場内に愛玩用動物を連行してはならない。

**第16条 コース使用の制限**

会社は、一定の日を限り会員のコース使用を制限又は禁止することができる。

**第17条 各種委員会** 各種委員会は、次の事項を分担する。

1. コンペティション委員会：ゴルフ競技の企画並びに施行及びルールに関すること。
2. ハンディキャップ委員会：ハンディキャップの審査決定に関すること。
3. フェロウシップ委員会：諸規則の励行、クラブの秩序維持、会員相互の親睦、会員の処分、入会申請者の審査及び会誌発行に関すること。
4. コース委員会：コースの使用、維持及び保全に関すること。

**第18条 委員会の招集と議事処理**

1. 委員会は委員長が必要に応じて招集し、その議長になる。
2. 委員会の審議決定事項のうち重要事項に関しては委員長より会社に報告し、会社が必要と認めた場合は理事会に報告又は承認を得るものとする。

**第19条 退会時の清算**

退会者は退会にあたり、年会費その他料金等のクラブに対する未払い金等につき、退会前に完済しなければならない。

**第20条 細則の改正及び疑義処置**

1. この細則の改正は、会社がこれを行う。
2. この細則に疑義が生じた場合は会社が解釈を統一する。

〔付記〕 2007年12月13日施行  
 2012年11月14日改定  
 2022年10月31日改定  
 2023年4月1日改定  
 2025年3月1日改定

**〔別表〕 料 金 表**

(消費税10%込)

正 会 員	年 会 費	無額面会員・預託金会員	49,500円	
		入会金会員 S	55,000円	
		入会金会員 SF	82,500円	
		入会金会員法人Ⅳ	220,000円	
	名義書換料	<b>個人正会員</b>		
		①第三者に譲渡……………	1,100,000円	
		②二親等以内の親族への譲渡……………	55,000円	
		③相続及び代行登録……………	55,000円	
<b>法人正会員</b>				
①第三者に譲渡……………		1,100,000円		
②同一法人内の登録者変更……………	55,000円			
		※入会金会員法人Ⅳは第三者譲渡不可		
平 日 会 員	年 会 費	無額面会員・預託金会員	24,750円	
		入会金会員 S	27,500円	
		入会金会員 SF	41,250円	
		入会金会員法人Ⅳ	110,000円	
	名義書換料	<b>個人平日会員</b>		
		①第三者に譲渡……………	550,000円	
		②二親等以内の親族への譲渡……………	55,000円	
		③相続及び代行登録……………	55,000円	
<b>法人平日会員</b>				
①第三者に譲渡……………		550,000円		
②同一法人内の登録者変更……………	55,000円			
		※入会金会員法人Ⅳは第三者譲渡不可		